

○門真市立図書館条例

令和2年3月19日門真市条例第1号

門真市立図書館条例

門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置等）

**第2条** 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を門真市新橋町3番4―101号に設置する。

2 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
門真市立図書館門真市民プラザ分館	門真市大字北島546番地

（事業）

**第3条** 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）法第3条各号に掲げる事業
- （2）前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

**第4条** 図書館に館長、分館長その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

**第5条** 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

区分	開館時間
門真市立図書館	午前10時から午後7時（日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時）まで
門真市立図書館門真市民プラザ分館	午前10時から午後7時まで
備考	門真市立図書館のうち参考資料室の利用時間は、午前10時から午後6時（日曜日にあつては、午後5時）までとする。

(休館日)

**第6条** 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
門真市立図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日 （（1）に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間
門真市立図書館門真市民プラザ分館	(1) 木曜日 (2) 毎月第4金曜日 (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日 （（1）に掲げる日を除く。） (4) 特別整理期間

(損害賠償)

**第7条** 利用者が図書等又は図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第8条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第9条** 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業のうち、市長が定める業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。